論文

尖閣諸島に関する中国史料の研究(一)
－海道針経の考証を中心に－
Chinese Historical Records Concerning Senkaku Islands (I)：A Study of Chinese Logbooks

班　偉[1)]

Han　I

キーワード：尖閣諸島、釣魚島、海道針経、順風相送
Key Worlds: SenKaku Islands, Diaoyu Dao, Logbook, *Shun Feng Xiang Song*

はじめに

尖閣諸島に関する中国史料は、明清時代の航海文書を以って嚆矢とする(1)。15～18 世紀の東アジア、とりわけ中国・琉球・日本三か国の間で海上交易が隆盛を極め、進貢船・冊封船・勘合船・海商船・海賊船など様々な船が東シナ海の大海原を縦横に行き交うという大航海の時代が出現した。貿易・海運業が発達するにつれて、「海道針経」と呼ばれる航海指南書も多数現れ、船乗りの間で広く使いまわされていた。今日、僅か『順風相送』『指南正法』『指南広義』などの数種しか現存していないが、書中の「福建―琉球」針路記載には「釣魚嶼」「釣魚台」「黄尾嶼」「黄麻嶼」「赤坎嶼」「赤尾嶼」といった島名が記されているため、長年、中国・台湾側に尖閣諸島の領有権を主張する際の「歴史的証拠」として利用されてきたわけである。一般に、「釣魚嶼」「釣魚台」は日本で言う魚釣島、「黄尾嶼」「黄麻嶼」は久場島、「赤坎嶼」「赤尾嶼」は大正島にそれぞれ当たると考えられる(2)。本稿は、海道針経の史料検証を通じて歴史上の尖閣諸島の実相を明らかにすることを目的とするが、結論から言えば、各種の海道針経に見られる関連記載は、いずれも「福建―琉球」航路の標識島を意味するものであり、中台側の領有権主張の根拠にはならない。

一、海道針経の種類と刊本

中国・琉球・日本の歴代文献に引用されたり言及されたりした海道針経の種類が十指に余る。中身は似たり寄ったりだが、東シナ海・南シナ海・インド洋に張り巡らされた航路をはじめ、各地の港湾・島嶼・暗礁・浅瀬・水深などの水路誌や、天文・気象・星座・季

1)山陽学園大学総合人間学部言語文化学科

節風・海流など航海上、必要不可欠と思われるありとあらゆる知識・情報を網羅している。もとより作者不詳の写本で、古、「舶人は旧くより航海針経を有するも、皆な俚俗にして未だ辨説するに易からず」（張燮『東西洋考・凡例』、1617 年）とか、「舟子は各々皆な秘本を有し、……名は洋更と曰く」（黄叔璥『台海使槎録巻一・赤嵌筆談』、1722 年）とかの言い伝えがあった。要するに、船乗りの間で代々受け継いだ心得・経験談・ノウハウ・日誌などを寄せ集めた航海術の手引書と言ってよい。「鍼譜」「針簿」「羅経」など他の呼び名も色々あったようで、常に命の危険と背中合わせの帆船時代において、「海の男」必携の書として重宝されたのである。鄭和の最後の遠征に加わった鞏珍は、見聞録『西洋番国志』（1434 年）序文の中で、「出発前、福建・広東・浙江で予行演習し、船を操る船頭たちの中から航海経験に富んだ者を選んで火長と称し、船長にした。彼らに針経・図式を授け、専ら指揮を司らせた。責任重大で、怠慢は許されない」と述懐している(3)。彼の言う「針経」とは海道針経、「図式」とは「鄭和航海図」に類する海図を指しているのであろう。

ほぼ完全な形で後世に残った海道針経と言えば、『順風相送』『指南正法』『指南広義』『按針似看山譜』の四種しかないが、書名だけが知られているものは他にも幾つある。明代の海防書として、鄭若曾『籌海図編』（1562 年）の巻之二「王官使倭事略」には、『渡海方程』『海道針経』からの「太倉使往日本針路」「福建使往日本針路」の抄録がある(4)。鄭瞬功『日本一鑑』（1565 年）の「桴海図経・万里長歌」には、『海道経書』『渡海方程』『四海指南』『海航秘訣』『航海全書』の書名が見られ、「俗謂之鍼譜。凡此書者、其名雖異而事則同也」と記す(5)。うちの『渡海方程』は、嘉靖十六年（1537）に福建省漳州府詔安県出身の呉樸が編集したものと伝えられる(6)。その他、黄省曾は『西洋朝貢典録』（1529 年）の中で、「余乃摭拾訳人之言、若『星槎』『瀛涯』『鍼位』諸編、一約之典要、文之法言、徴之父老、稽之宝訓」と述べ、「福州往占城」「占城往爪哇」「漳州往暹羅」など数本の針路を記している(7)。なお、慎懋賞『四夷広記』（16 世紀末）や張燮『東西洋考』巻九の「舟師考」も、「西洋針路」「東洋針路」をそれぞれ記載しているが、どこかの種本の書き写しであろう。

もともと無学な船乗りの間で使い古された門外不出の写本なので、海道針経の保存は難しく、年月が経つと次第に散逸してしまった(8)。海外に流出した『順風相送』『指南正法』の二種だけが 1935 年、中国人歴史学者向達によってオクスフォード大学ボドレアン図書館（Bodleian Library）で発見された。『順風相送』の表紙裏にはラテン語で、ウィリャム・ロード大主教（Arch.Laud）が 1639 年に寄贈、以前イエズス会の大学から購入した漢籍中の一冊である旨を記されており、後に寄贈者ロード大主教に因んで、「ロード・ラター」と呼ばれている。原題が付いておらず、1687 年オクスフォード大学に滞在中、ボドレアン図書館所蔵漢籍の目録整理に携わった中国文人・沈福宗（洗礼名：Michael Shin）によって、『順風相送』と名付けられたという(9)。漢字「順」「風」「相」「送」の横にそれぞれの発音を示すローマ字 Xin、Fum、Siang、Sum が書き添えられ、書名のラテン語訳も図書館長トマス・ハイドによって同時に行われた。「順風相送」とは、航海安全を祈願する縁起担ぎの四字熟語で、昔、福建・台湾・沖縄辺りで船体に書く習わしがあったらしい(10)。

向達がボドレアン図書館で『順風相送』『指南正法』を書き写して中国へ持ち帰り、心労を厭わずに校訂・注釈を施した上で、1961 年に中外交通史籍叢刊の一冊として、『両種海道針経』という題名で中華書局から刊行することに漕ぎ着いた（以下、初刊本と略称）。ところが、1966 年に文化大革命が始まると、北京大学教授を務める彼は迫害を受け、世を

去り、叢刊の編集・刊行事業も中断せざるを得なかった。文革終結後、中華書局が謝方を主編に迎え、叢刊の編集・刊行を再開する。1982 年、巻末に「有関『指南正法』的若干補正」という向達の遺文を付け加えて、『両種海道針経』を再刊した（再刊本）。更に 2000 年には、向達が生前校訂、注釈した『西洋番国志』『鄭和航海図』『両種海道針経』の三書を一冊にまとめて再発行した（三刊本）。つまり現在、『順風相送』と『指南正法』は三つの刊本を有している。しかし再刊本と三刊本では、初刊本にあった尖閣関連の注記が悉く改竄された。1970 年代に入って、中国当局が尖閣諸島の領有権を主張し始めたからである。

一方、明清時代の中国から琉球・日本に伝わってきた海道針経も数種ある。その中で、『指南広義』は広く知られ、尖閣関連の記述が複数登場している。編集者の程順則（1663～1734）は、明初の福建から琉球（那覇久米村）に移住した、いわゆる「賜閩人三十六姓」の末裔の一人として、康熙四十六年（1707）に琉球王国から清に派遣された進貢副使を務めた人物である。彼は巻頭の「伝授航海針法本末考」で、康熙癸亥年（1683）に冊封船の舵工として渡来した福建船員から伝授された『針簿』を校訂、抜粋し、更に『三十六姓所伝針本』から若干増補し、『指南広義』を編集した経緯を語っている(11)。1718 年、清の冊封副使として琉球を訪れた徐葆光は滞在中、程順則と親交を重ね、見聞録『中山伝信録』の中で、「福州―琉球」針路をはじめ『指南広義』から多くの引用をしている。

その他、江戸中期洋学者の青木昆陽（1698～1769）が著した『続草廬雑談』には「海路」篇があり、長崎から広東経由でベトナム・カンボジア・シャムへ渡る針路を記している(12)。儒学者の平沢元愷（1733～1791）は、『瓊浦偶筆』の中で『海路記』という書物から「大担往日本針路」や「長崎往大港針路」を抄録している(13)。文中、長崎に滞在中、「訳士呉生家蔵海路記一本。相伝古昔和舶入唐時所録也。余謂而読之」と述べ、萬歴二十八年（1600）、崇禎二年（1629）といった年代も記している。さらに、江戸後期の蝦夷地探検家・近藤守重（1771～1829）は、『安南紀略藁』を著し、『古針簿』から福建漳州から安南までの往復航路を摘録している(14)。江戸初期の『元和航海記』（池田好運、1618 年）においても、海道針経から受けた影響が随所見られる。例えば、天候・気象観察法を伝授する歌謡として、「四季電歌：春天電相対、夏電左右推。秋従電下来、冬電就其吹。」「四方電候歌：東電長江水、西電日頭紅。南電雨如雪、北電南方吹。」との二句を見ると(15)、『順風相送』の「論四季電歌」「四方電候歌」、及び『指南正法』の「観電法」と酷似していることが分かる。これらの史料はすべて漢文で綴られた点も興味深い。

なお、未だ中台側に利用されたことのない史料『按針似看山譜』も注目に値する。長崎から温州・寧波・厦門・普陀・呉松・福州など中国各地をはじめ、琉球、台湾、カンボジア、ルソン、安南につながる四十数本の航路はさておき、「山形水勢図」（航海図・水路誌）も大量に収録し、分量の約 8 割を占めているところが特徴的だ。丙寅（1686）、丁卯（1687）、戊辰（1688）、己巳（1689）、壬申（1692）といった書中の紀年により、凡その成書年代が推定できよう。中でも、「鶏籠山」見取図にある「見東洋山即是釣魚台」「釣魚台遠見似人様帯笠」といった書き込みは、尖閣諸島の実相を示唆するヒントとなる(16)。

二、海道針経の性格と成書年代

『順風相送』『指南正法』の中身を読み比べると、字句・内容・構成が相似していることに容易く気付かれよう。この種のハウツー物は、船乗り仲間の間で読みまわされ書き写

されているうちに、各々の経験に基づいて訂正したり加筆したりすることがあっても、不思議ではない。同じ種本から生まれた写本でも、異なる題名で出回ることはあり得る。当然のことながら、佚名氏の作者は一人ではなく、執筆年代を特定するのも難しい(17)。いずれにせよ、何世代にわたって獲得、蓄積された航海術・知識を集約した実用書なので、記載された航路も宋元期まで溯って徐々に確立されてきたものと解するのは妥当であろう。

先ず、両書の序文を見ると、両方とも「昔者周公設造指南之法、通自古今、流行久遠」と書き出し、羅針盤を利用して航海を知る方法は聖人周公が考案したと説く（実際には、羅針盤の航海実用化は 12 世紀以降のことと思われる）。それに続いて、出帆する際に航海安全を見守る神々に捧げる祈祷文(「地羅経下針神文」「定羅経中針祝文」)が綴られており、伝説中の帝王黄帝や周公、「仙師」「祖師」「大将軍」「守護神」「天妃」など諸々の守護神に対し、「海道平安、往回大吉、金珠財宝、満船盈栄」とか「人船安楽、過洋平善」とか唱え、順風満帆の航海や実り多い交易になるよう祈願する文面となっている。迷信に満ちた呪文のような代物だが、両書の字句が驚くほど似通っている。

正文に入ると、先ず海流（「定潮水消長時候」「逐月水消水漲時候」）・気象（「論四季電歌」「四方電候歌」「観電法」「定針風雲法」）・日月（「定昼夜長短」）・星座（「観星法」）・針位（「定三方針法」「定四方針法」）・更数（「行船更数法」「定舡行更数」）など、天体観測法から羅針盤の使い方まで航海術を伝授する歌謡が綴られ、用語･表現は両書とも大同小異だ。

それに続いて、「各処州府山形水勢深浅泥沙礁石之図」「霊山往爪蛙山形水勢法図」「新村爪蛙至瞞喇咖山形水勢之図」「彭坑山形水勢之図」（『順風相送』）、「大明唐山並東西二洋山嶼水勢」「東洋水勢」「北太武往広東山形水勢」「往汶来山形水勢」（『指南正法』）といった水路誌（航海図は散逸、注記だけ残存）が登場し、各国の地名・島嶼・港湾・水深・暗礁・海流を詳記している。夥しい数の地名を手掛かりに、各々の航路や交易圏を思い描くことができる。『順風相送』では、福州・五虎門→広東沿岸→海南島→ベトナム→マレー半島→マラッカ海峡→ベンガル湾→スリランカ→コーチン・カリカット→ホルムズへと、航路が南シナ海やインド洋を通ってペルシャ湾まで延びていく。一方、『指南正法』では、太倉（江蘇劉家港）→浙江沿海→福建沿海→広東沿海→海南島→ベトナム→カンボジアへと、シャム湾辺りで航路が止まる。16 世紀半ば以降、ヨーロッパ人の大航海が本格化し、そのアジア進出の煽りを受け、中国貿易船の活動は次第に衰退していった様子が窺える。

海道針経のメインである針路記載として、島嶼・針位・更数に関する記述の組み合わせが基本的な構成となり、紙面の大半はそれに費やされている。『順風相送』に記載された航路は、往復を含めて約百本に上り、東南アジア・インド・アラビア半島まで及んでいるが、中国―東南アジア諸国の区間に止まらず、アチェ―セイロン、アチェ―ベンガル、アチェ―カリカット、カリカット―ホルムズ、カリカット―アデン間など、当時「西洋」と呼ばれたインド洋周辺諸国間の航路にも大きく紙面が割かれている。その半面、「東洋」と呼ばれた東シナ海・南シナ海の海域に関しては、「太武―ルソン」「泉州―ブルネイ」など僅か数本の航路に加え、巻末に「福建往琉球」「琉球往日本」「兵庫港回琉球」「琉球回福建」の四航路と、「日本港山形水勢」「女澳内浦港」の水路誌が短く付け加えられているに止まる。『順風相送』が成書された 15～16 世紀頃、中国貿易船が大挙して南シナ海・インド洋に進出し、航海エリアは「鄭和航海図」とほぼ重なっていたように思われる。

一方、『指南正法』の場合、基本的に『順風相送』と同じ構成だが、針路記述には比重

の変化が見られる。先ず、針路の本数が半減し、特にインド洋・アラビア海が全く姿を消した。目的地は最遠でもジャカルタ・カンボジア・シャム辺りで止まり、マラッカ海峡、スマトラ島の北端を越えた島嶼・航路への言及は皆無に等しい。逆に、『順風相送』になかった、中国沿岸の港湾・島嶼に関する水路誌・針路が詳しく記されている。日本、とりわけ長崎航路が多く登場し、二十数本に及び、海外交易ルートの約半分を占めている。寧波・温州・普陀・厦門・広東など中国各地から長崎へ向かう航路だけでなく、マニラ・シャム・ジャカルタなど東南アジア各地から長崎へ渡る航海日誌の断片まで載っている。こうした記述の変化から、16～17 世紀頃、ポルトガル・スペイン・オランドなどヨーロッパ人のアジア進出が活発化するにつれて、インド洋・アラビア海の「西洋」から締め出された中国商船が日本やフィリピンなど「東洋」にシフトしていった様子が窺えよう。その中で、「福建―琉球」航路関連の記述は昨今の尖閣論争の焦点の一つとなったのである。

では、『順風相送』と『指南正法』はいつ頃成書したのだろうか。中国・台湾の論客が、『順風相送』の序文にある「永楽元年、奉差前往西洋等国開詔」という一文を根拠に、「永楽元年（1403）に完成」と主張し、中には「鄭和艦隊の航海記録だ」とか「朝廷の公文書だ」とかでっち上げる強者もいる。釣魚島関連史料の年代をなるべく繰り上げ、恰も公文書であるかのように見せかけることによって、「六百年前より中国が管轄、支配してきた」という自己主張を根拠づけようとする思惑が透けて見える。

しかし、ここでも中台の論客が初歩的な誤りを犯した。①鄭和の初遠征は永楽元年ではなく、永楽三年（1405）の出来事だ。②琉球・日本・ルソン・ティモールなど鄭和艦隊が訪れていない国々、及びその航路も記されている。③歌謡・俚語・俗諺・呪文・符籙・勅令図の類を混ぜ合わせた俗文の体裁は朝廷の公文書にそぐわない。④「地羅経下針神文」に「本船奉七記香火有感明神勅封護国庇民妙霊昭応明著天妃」とあるが、明成祖朱棣が媽祖に「護国庇民妙霊昭応弘仁普済天妃」を加封したのは永楽七年（1409）のことだ(18)。⑤何より書中、「佛郎」の文字が複数見られ、記録・作成の年代を示唆している。例えば、「萬丹往池汶精妙針路」条に「用乙卯針八更見蘇律門、乃是佛郎所住之処」「美脊港門亦有淡水、……佛郎亦居此港」（67 頁）とある。「池汶」「蘇律門」「美脊港」はいずれもティモール島の地名で、ここの「佛郎」とは、16 世紀初頭香料諸島（Moluccas）を占領したポルトガル人を指している。また、「松浦往呂宋」条に「南辺是佳逸、抛佛郎船、取銃城、妙矣」（91 頁）とあり、1573 年頃スペイン人がマニラで「銃城」（城塞）を築いたことに触れている。更に、「女澳内浦港」条に「用単寅収入長岐港、即籠仔沙機、有佛郎番在此」（99 頁）とあり、1571 年から長崎に商館を設けたポルトガル人に関する最新情報だった(19)。上の史料を総合して判断すると、仮に『順風相送』は「鄭和の西洋下り」の航海情報を踏襲した上で編集されたものだとしても、凡そ 16 世紀後半に成書したと見るべきであろう。その意味で、「後世の船乗りは大抵鄭和を敬うため、海道針経を作る際、よく鄭和の名義を借りる」「16 世紀頃に成書した可能性が高い」といった向達の見解は首肯できる(20)。

『指南正法』に目を転じると、原題があるものの、やはり地名・年代の表記には混乱が目立つ。「定羅経中針祝文」（109 頁）に「伏念大清国某省某府某県……」と記す一方で、「大明唐山並東西二洋山嶼水勢」（114 頁）、「朝鮮地界生、……人物衣冠似大明一様」（135 頁）など、「大明」の文字も残っている。その上、「収入思明」（「（柬浦寨）回大担針」、170 頁）や、「是東都」（「僚羅往彭湖」、177 頁）など、「反清復明」を旗印に掲げる鄭成功が

1655 年に厦門に付けた「思明」（明朝を思う）や、1661 年に台湾を占領した後、台南に名付けた「東都」といった名称が使われており、明清交替の混乱期において幾度も書き直された痕跡が残る。さらに、「長崎往咬留吧日清」の航海日時に己丑年（康熙四十八年、1709）、「咬留吧往台湾日清」の航海日時に辛卯年（康熙五十年、1711）と記された紀年に鑑みて、最終的には 18 世紀初頭に完成されたのではないかと推定する。

三、「福建―琉球」針路記述の読み方

さて、『順風相送』『指南正法』『指南広義』といった海道針経には、「福建―琉球」針路が記されており、そこに登場する尖閣諸島関連の記述をどう読み解くかは、中台側の領有権主張の当否を考える上で重要な判断材料となる。以下、史料の原文を列挙、解析した上で若干の考証を加え、中琉航海史における尖閣諸島の位置づけを究明していきたい。

先ず、『順風相送』「福建往琉球」条から見てみよう。「北風東湧開洋、用甲卯取彭家山。用甲卯及単卯取釣魚嶼。……正南風梅花開洋、用乙辰取小琉球。用単乙取釣魚嶼南辺。用卯針取赤坎嶼。用艮針取枯美山。南風用単辰四更、看好風単甲十一更取古巴山、即馬歯山、是麻山赤嶼。用甲卯針取琉球国為妙。」(21)原文を訳すと、「北風の時、東湧（福建東引島）を出帆し、甲卯針（北東 82.5°）を用いて彭家山（台湾彭佳嶼）を過る。甲卯針及び単卯針（正東 90°）を用いて釣魚嶼を過る。……南風の時、梅花（福建長楽）を出帆し、乙辰針（南東 112.5°）を用いて小琉球（台湾島）を過る。次いで単乙針（南東 105°）を用いて釣魚嶼の南を過る。単卯針を用いて赤坎嶼を過る。艮針（北東 45°）を用いて枯美山（沖縄久米島）を過る。南風の時、単辰針（南東 120°）を用いて四更、順風を見て単甲針（北東 75°）を用いて十一更、古巴山を過ぎ、即ち馬歯山・麻山赤嶼（慶良間諸島）に至る。更に甲卯針を用いて琉球国へ渡るが良い。」

このように、海道針経の航路記述には出発する港から目的地まで辿り着くための様々な情報が盛り込まれているが、基本的に島嶼・針位・更数の三要素から構成される。航海中、通過する島は船の位置を確認し、航行の方角・航程を推算する目印となり、福建から琉球へ渡る場合、東湧（又は梅花）→彭佳嶼（又は小琉球）→釣魚嶼→赤尾嶼→久米島→慶良間諸島→那覇の六区間を島伝いして進んでいく順次になる。文中、古い地名や航海術の専門用語が多用されているが、「〇〇針」とは、「甲乙丙丁」「子丑寅卯」といった干支の文字を組み合わせて航行の方位・方角を示す羅針盤の目盛である（すなわち、地球の周囲を 360°とし、水平線を 48 等分して 7.5°おきに盤面の縁に付けた刻み）。「〇〇更」とは、航程・距離を測る単位で、「一更六十里」「一昼夜十更」など幾つかの測定法がある。「取」とは「目指す」「過る」といった意味だ。上の史料を見れば分かるように、「釣魚嶼」「赤坎嶼」の記載は、航海の目印として「福建―琉球」航路に点在する飛石のような島々を書き記したものに外ならず、「彭家山」「小琉球」「枯美山」「馬歯山」への言及と同様、領土領海の意識など微塵もない。それもそのはずで、当時台湾（文中の「小琉球」）でさえ、明朝から「化外之地」と見なされ、清朝の版図に併合されたのは 1684 年のことだった。

次いで、『指南正法』「福州往琉球針」条も検討してみよう。「梅花開舡、用乙辰七更取圭籠長。用辰巽三更取花矸嶼。単卯六更取釣魚台北辺過。用単卯四更取黄尾嶼北辺。甲卯十更取枯美山。看風沉南北用甲寅、臨時機変。用乙卯七更取馬歯北辺過。用甲卯寅取濠灝港、即琉球也。」(22)原文を訳すと、「梅花を出帆し、乙辰針（南東 112.5°）を用いること七更、

圭籠長（台湾基隆嶼）を過る。辰巽針（南東 127.5°）を用いること三更、花矸嶼（台湾花瓶嶼）を過る。単卯針（正東 90°）を用いること六更、釣魚台の北を通り過る。単卯針を用いること四更、黄尾嶼の北を過る。甲卯針（北東 82.5°）を用いること十更、枯美山を過る。南北の風が静まるのを見て甲寅針（北東 67.5°）を用い、臨機応変に対処する。乙卯針（南東 97.5°）を用いること七更、馬歯山の北を過る。甲卯寅針（北東 60～90°）を用いて濠灝（那覇）港に着けば、即ち琉球だ。」

『順風相送』の記述と比べて、福建の海岸から出発して那覇まで一続きの六つの区間を進む順次が同じで、経過する島や二地点間の針位の記述もさほど変わらない。ただし、風向の表記が省かれ、「更数」がより詳しく記されている。「釣魚嶼」の名称が「釣魚台」に変わり、「赤坎嶼」の代わりに「黄尾嶼」が登場していることが目を引く。

なお、『順風相送』には「琉球回福建」条、『指南正法』には「琉球回福州針」条があり、「福建―琉球」航路の復路も併記している。もっとも季節風と海流の影響で、復路は往路より北寄りの海域を横断することになり、尖閣諸島の周辺を通らない。那覇→慶良間諸島→久米島→南杞山（浙江温州沖合の島）→台山（福建福鼎沖合の島）→官塘（福建馬祖列島）→定海（福建閩江口）へと航行するのが定番ルートだったが、久米島を離れると、中国沿岸の島嶼が現われるまで果てしない荒海をひたすら渡るだけで、目印になる島は見当たらない(23)。このように、『順風相送』『指南正法』において、「福建―琉球」航路の記載がそれぞれ往復一組のみで、尖閣諸島への言及も往路の二箇所しかない。情報量が少ないということは当時、渡琉の中国船がそれほど多くなかったことを物語っている(24)。

それに対し、琉球文書『指南広義』には尖閣関連の記載が八個に上り、バラエティーに富んでいる。というより、『指南広義』の針路記載は専ら「琉球―福建」ルートに限定され、いわば「琉球―福建」航路の専門案内書と言ってよい(25)。『指南広義』を「中国史料」と呼ぶのは語弊があるかもしれないが、『針簿』など明清の海道針経を基に編集した後、1708 年に福州琉球館で上梓された経緯に鑑みて、一顧の値が存すると思う。先ず、「針路條記」を見ると、『針簿』から抄録した四航路のうち、三条には「釣魚台」が登場する。

①「福州往琉球：東沙外開船、用単辰針十更取鶏籠頭、北過花瓶嶼並彭家山。用乙卯並単卯針十更取釣魚台、北過前面黄麻嶼。北過用単卯針四更黄尾嶼。北過用甲卯針十更赤尾嶼。用乙卯針六更古米山。北過用単卯針馬歯山。北過用甲卯及甲寅針収入那覇港、大吉。」(26)訳すと、「福州から琉球へ渡るには、東沙（福建東沙島）を出帆し、単辰針（南東 120°）を用いること十更、鶏籠頭（台湾基隆嶼）を通り過ぎ、花瓶嶼並びに彭佳嶼の北を過る。乙卯針（南東 97.5°）並びに単卯針（正東 90°）を用いること十更、釣魚台へ向かい、前面の黄麻嶼の北を過る。単卯針を用いること四更、黄尾嶼の北を過る。甲卯針（北東 82.5°）を用いること十更、赤尾嶼を過る。乙卯針を用いること六更、古米山（沖縄久米島）を過り、単卯針を用いて馬歯山の北を過り、甲卯針（北東 82.5°）と甲寅針（北東 67.5°）を用いて那覇港に入れば、大吉。」

②「又、五虎門開船、取官塘、東獅。用辰巽針十五更、小琉球頭。北過用乙卯針十五更、釣魚台。北過隴単卯針十更、赤洋。又単卯並甲卯十二更、古米山。用単卯兼乙卯至那覇港。」(27)原文を訳すと、「五虎門（福建閩江口）を出帆し、官塘、東獅（福建馬祖列島）を過る。辰巽針（南東 127.5°）を用いて十五更、小琉球頭（台湾基隆嶼）の北を過る。乙卯針（南東 97.5°）を用いて十五更、釣魚台の北を過る。単卯針を用いて十更、赤洋を過る。単卯

針並びに甲卯針を用いて十二更、古米山を過る。単卯針と乙卯針を用いて那覇港に入港。」

③「漳州往琉球：太武開洋、用単艮針七更烏坵。用艮寅針四更牛山。又用艮寅五更東湧山。用単辰針、如西南風用乙辰針、東南風用辰巽針八九更小琉球、鶏籠嶼、外平彭家山。如南風用単卯針、東南風用乙卯針十更釣魚台。北過、南風単卯四更黄麻嶼、赤礁。北過、南風単卯並甲寅針、又用艮寅、東南風用甲卯針十五更古米山。北過、南風単卯及甲卯針四更馬歯山、甲卯三更収入那覇港口。」(28)原文を訳すと、「漳州から琉球へ渡るには、太武（福建太武山）を出帆し、単艮針（北東 45°）を用いること七更、烏坵（福建烏丘嶼）を過る。艮寅針（北東 52.5°）を用いること四更、牛山（福建平潭牛山島）を過る。また、艮寅針を用いること五更、東湧山を過る。単辰針（南東 120°）を用いて、西南風なら乙辰針（南東 112.5°）、東南風なら辰巽針（南東 127.5°）を用いること八、九更、小琉球、鶏籠嶼、彭家山を通り過ぎる。南風なら単卯針、東南風なら乙卯針を用いて十更、釣魚台の北を過る。南風なら単卯針を用いて四更、黄麻嶼、赤礁の北を過る。南風なら単卯針並びに甲寅針また艮寅針、東南風なら甲卯針を用いて十五更、古米山の北を過る。南風なら単卯針及び甲卯針を用いて四更、馬歯山を過る。甲卯針を用いて三更、那覇港に収める。」

上の三つの史料を読み合わせると、航路途上の島々の名前が出揃い、「福建―琉球」航路に関する最も完備した記録のように思えるが、「黄麻嶼」と「黄尾嶼」、「赤尾嶼」と「赤洋」「赤礁」など、同じ島を指すと思われる異なる名称が混用されており、いささか混乱が生じている。複数の海道針経から寄せ集めた情報を併記したためかもしれない。同じ島でも、船乗りによって違う名前を付けられることがあり得る話だ。なお、『針簿』から抄録したもう一つ「回福州」条も見過ごしてはならない。

④「十月十日巳時出那覇港、用申針放洋、用辛酉針一更半、見古米山並姑巴甚麻山。……見南杞山、……取台山、……収入定海。」(29)原文を訳すと、「十月十日十時、申針（南西 240°）を用いて那覇港を出帆する。辛酉針（北西 227.5°）を用いること一更半、古米山と姑巴甚麻山を見る。……南杞山を過る。……台山を過る。……定海に収める。」ここで、「姑巴甚麻」（クバシマ＝久場島）という名称が使用されている。那覇や久米島との間隔・距離から考えれば、「黄尾嶼」（久場島）ではなく、慶良間列島の久場島を指していると思われるが、中国名ではなく、琉球名の音読で表記したことに留意すべきだ。

一方、『三十六姓所伝針本』から抄録した十航路のうち、「釣魚台」が四条に登場する。

⑤「琉球往福州：……又三月、古米山開船、用辛酉針十五更、又用単酉二十更見釣魚台。又単酉針七更取彭家山。又用辛酉針取官塘。」(30)訳すと、「琉球から福州へ渡るには、……三月、古米山を出帆し、辛酉針（北西 277.5°）を用いること十五更、単酉針（正西 270°）を用いること二十更、釣魚台を見る。また、単酉針を用いること七更、彭家山を過る。辛酉針を用いて官塘を過る。」この史料を含めて、「琉球往福州」の針路が六本もあるが、いずれも「古米山開洋」と書き出し、「二月」「三月」「成化二十一年九月二十四日」といった年月日まで記されているので、琉球貢船の日誌であろう。ここには、「琉球―福州」往路（中国船からすれば復路になる）も尖閣諸島を過ったことが示されている。福建へ帰帆する中国船が北寄りの航路を辿るのに対し、往路も復路も尖閣諸島の周辺を通過する琉球船に関するこの史料は、史実の一端を示唆しているように思えてならない(31)。

⑥「福州回琉球：梅花及東沙開船。若正南風、用乙辰針十更取小琉球頭、便是鶏籠山圓尖。又用乙辰五更、花瓶嶼並彭家山。又用単乙七更取釣魚台。離開流水甚緊、北過、用乙

卯並単卯針四更烏嶼。前面黄毛嶼。北過、用単卯針十更取赤嶼。北過、用卯針十五更取古米山。北過、用単卯針三更取馬歯山。用甲卯並甲寅三更収入那覇港、大吉。」(32)訳すと、「福州から琉球へ帰帆するには、梅花ないし東沙を出帆し、南風の時、乙辰針（南東 112.5°）を用いること十更、小琉球頭を過ぎ、鶏籠嶼の山頂が見える。引き続き乙辰針を用いること五更、花瓶嶼並びに彭家嶼を過る。また、単乙針（南東 105°）を用いること七更、釣魚台を過る。……乙卯針（南東 97.5°）並びに単卯針（正東 90°）を用いること四更、烏嶼、前の黄毛嶼の北を過る。単卯針を用いること十更、赤嶼の北を過る。単卯針を用いること十五更、古米山の北を過る。単卯針を用いること三更、馬歯山を過る。甲卯針（北東 82.5°）並びに甲寅針（北東 67.5°）を用いること三更、那覇港に入る。」ここで「回琉球」という表現が使われているが、福州に渡った琉球人からすれば、琉球への帰帆は正に「回」（帰る）になる。ちなみに「烏嶼」とは、多分「鳥嶼」の誤字で、場所未詳だ。

⑦「又、東湧山開船、北風、甲卯針取彭家山。若南風、用甲卯並乙卯針取釣魚台。北風、用甲卯並乙辰針取太平山、即宮古島。」(33)訳すと、「東湧山を出帆し、北風なら甲卯針（北東 82.5°）を用いて彭家山を過る。南風なら甲卯針並びに乙卯針（南東 97.5°）を用いて釣魚台を過る。北風なら甲卯針と乙辰針（南東 112.5°）を用いて太平山、即ち宮古島を過る。」⑥と同様、「福州回琉球」針路の一つだが（全部で四本）、東湧山→彭家山→釣魚台→宮古島→那覇というシンプルな直行航路として、他航路にある鶏籠頭・黄尾嶼・赤尾嶼・古米島・馬歯山といった途中の島々を過らず、更数も記されていない。ここから、「琉球―福建」間を行き来する琉球船は複数の航路を利用したことが分かる。

⑧「又、釣魚台開船、北風、辰巽針取北木山尾、小琉球頭。又用乙辰針取沙洲門。又用乙卯針取太平山。太平山開船、用艮寅針直取那覇港口大吉。」(34)訳すと、「釣魚台を出帆し、北風なら辰巽針（南東 127.5°）を用いて北木山尾（八重山）、小琉球頭を過る。また、乙辰針（南東 112.5°）を用いて沙洲門を過る。また、乙卯針（南東 97.5°）を用いて太平山（宮古島）を過る。太平山を出帆し、艮寅針（北東 52.5°）を用いて真っ直ぐ那覇港を目指す。」「釣魚台開船」というのは他の針経に見られない独自の記述だ。「沙洲門」の場所は不明だが、『按針似看山譜』の「鶏籠山」見取り図には、「小琉球」の手前に「是圭籠　沙門岐頭門」と書き込まれた島図が載っている。もっとも、釣魚台→八重山→小琉球頭→沙洲門→宮古島→那覇という航路記載は迂回が多く、不自然に思える。いずれにせよ、『針簿』から抄録した四本の航路は本家の海道針経に依拠しているとすれば、『三十六姓所伝針本』による十本の航路は、程順則をはじめ琉球進貢使・乗組員たちが自身の航海体験に基づいてアレンジしたものではないかと推察がつく。

ところで、『指南広義』にある「海島図」を見ると、そこに書かれた島嶼の名称と配列が「針路條記」の記述と食い違っている。図面の右から、鶏籠嶼→二林山（未詳）→花瓶嶼（花瓶の形に描かれている）→梅花嶼（台湾綿花嶼、梅花の形）→釣魚台・黄尾嶼・赤尾嶼（三つの島がくっ付いて聳え立つ山容）→古米山→馬歯山→琉球中山……という構図になっているが、「黄麻嶼」は欠如している。また、「海島図」の末尾に地名一覧があり、紙面の下方に「福州五虎門」を中心に福建・浙江・江蘇など中国沿海の島名がずらりと並べられ、上方には「琉球中山」を中心に琉球・九州の島々が書かれている。その右の横に「福建―琉球」航路に点在する島々が斜めに書き込まれ、鶏籠頭→花瓶嶼→梅花嶼→彭家山→釣魚台→黄尾嶼→赤嶼→古米山→馬歯山の順次となっている(35)。複数の海道針経か

ら寄せ集めた情報が入り混じっているように思える。

いずれにせよ、『順風相送』と『指南正法』では、尖閣関連の記載がそれぞれ一箇所のみで、しかも往路に限られている。それに対し、『指南広義』の関連記載が八個あり、往路と復路の両方に出ている。それに、前者は「福建→台湾→尖閣諸島→久米島→那覇」という単純な航路しか記していないが、後者の記述は通常航路の他に、「八重山経由」「宮古島経由」「釣魚台開船」と多種多様だ。この事実は、尖閣周辺の海域に関する熟知度といい、渡航の回数といい、琉球船の方が中国船を凌駕していたことを示唆していると言えよう。では、明清時代における中琉海上交流の規模と頻度は、どのようなものだったのだろうか。

周知のように、明清王朝は周辺諸国に対して朝貢を促す反面、自国民の海外渡航や貿易を厳禁する海禁令を繰り返し発布した。このため、当時の対外貿易と言えば、基本的には朝貢の形を取って行われる官営貿易に限定されたものである。1372 年から 1866 年までの約五百年の間、明清両朝の琉球冊封使の派遣は計 23 回に上り、毎回船 2 隻、五百人前後の規模だった。その他に、「（嘉靖二十一年五月）、漳州人陳貴等私駕大舡下海通番、至琉球」といった密貿易船や漂着船もいただろうが(36)、実態不明だ。片や琉球国から中国に派遣された使節船の隻数と言えば、明代 493 隻、清代 349 隻、計 842 隻に上る。「進貢使」の他にも、「接貢使」「請封使」「謝恩使」「慶賀使」「護送使」など様々な名目を使った中国渡航があって、各種の琉球貢船に搭乗した乗組員の延べ人数は計 9 万 4876 人という試算がある(37)。また、琉球外交文書集『歴代宝案』に記録された勘合番号を調べた結果、康熙二年（1663）から同治六年（1867）まで二百余年の間、計 454 枚の渡航証明書が貢船に発給されたという(38)。これほど頻繁に渡航を繰り返していた琉球側は中国側より豊富な航海経験を有し、尖閣諸島に関して圧倒的な情報量を持っていたとしても、不思議ではあるまい。現に、「琉球針路、其大夫所主者、皆本於『指南広義』」という徐葆光の証言があるのだ(39)。

上の諸史料を逐一検証すれば分かるように、「釣魚嶼」「黄尾嶼」「赤尾嶼」などの名称は、「福建―琉球」航路の目印として『順風相送』『指南正法』に見られるものの、いずれも片言隻語に止まり、島そのものに関する情報（例えば地形・景観・植物・水深・水産資源など）は皆無に等しい。中国人船員が航行中、針経を片手に甲板の上から釣魚島を眺めたり、メモを取ったりしていたとしても、あくまで自船の位置・航程・距離・方角を確認するためで、上陸や漁業などの行動を伴わない。当たり前のことだが、貿易船・冊封船の乗組員である彼らは漁師でも開拓民でもないので、航海標識以外に島に対して無関心のはずだ。

ともあれ、『順風相送』『指南正法』の文面から、領土・領海・領有権などの意識は全く読み取れず、明清朝廷による尖閣諸島占領・支配の動機も可能性も、もとより存在しない。何と言っても、陸地が見えない航海中、羅針盤を頼りに帆走する船乗りたちにとって、島は自船の位置を知るための最も確かな目印なのだ。中台の論客が「中国人は最初、釣魚島を発見、命名、利用した」と言い張るが、実際には、『指南広義』を著し、前後四回も中国へ渡航した程順則をはじめ、琉球の進貢使・船員（中には中国人移民の末裔もいたにせよ）の方が遥かに詳しい尖閣記録を書き残した。つまり、琉球の人も中国人とほぼ同じ時期に「釣魚島を発見、命名、利用した」のである。もちろん、「釣魚島の発見、利用」と言っても、コロンブスによる新大陸の発見とは訳が違い、あくまで航海の目印としての「発見」「利用」である。海道針経の史料を素直に読む限り、領有意思を示す字句も「開発」「経営」「管理」「支配」を示唆する内容も皆無、という事実は否定できまい。

四、「尖閣群島」注記に対する改竄

長年、『順風相送』の史料を巡って、中国当局・論客が牽強付会・恣意誇張の言を繰り返してきた。白書『釣魚島是中国的固有領土』をはじめ中国側の主張・論拠・結論は、すべて史料に対する歪曲・隠蔽・改竄の上に立脚したものと言っても過言ではない。事実、1982 年と 2000 年の二度にわたって、中華書局は『両種海道針経』を再刊するに当たり、臆面もなく 1961 年初刊本にあった「尖閣群島」関連の注記を悉く改竄、抹消した。以下、三つの刊本を比較しながら、書き換えられた箇所（頁数は同じ）を拾い上げて検証する。

①『指南正法』「福州往琉球針」条の注①（168 頁）：初刊本では、「黄尾嶼為今尖閣群島之久場島、枯美即今久米島、馬歯即慶良間列島、俱在那覇西、舡至此距琉球国都不過五十海里矣。」（訳：黄尾嶼は今日の尖閣群島の久場島で、枯美は即ち久米島、馬歯は即ち慶良間列島、ともに那覇の西にある。船はここまで来ると琉球国の都まで後 50 海里と近い）と書いている。再刊本と三刊本では、「黄尾嶼為我国台湾省所属島嶼、枯美即今久米島、馬歯即慶良間列島、俱在那覇西……」（訳：黄尾嶼は我が国台湾省に属する島嶼であり、……）と書き換えられた。

②「附：両種海道針経地名索引」「赤坎嶼」条（230 頁）：初刊本では、「赤坎嶼　即台湾基隆東北尖閣群島中之赤尾嶼。」（訳：赤坎嶼は即ち台湾基隆の東北にある尖閣群島の赤尾嶼である）と書いている。再刊本と三刊本では、「赤坎嶼　即我国台湾省東北海上釣魚島東部之赤尾嶼。」（訳：赤坎嶼は即ち我が国台湾省の東北の海上にある釣魚島の東の赤尾嶼である）と書き換えられた。

③「附：両種海道針経地名索引」「花瓶嶼」条（235 頁）：初刊本では、「花瓶嶼在台湾基隆東北部海上。花瓶、彭佳、綿花三嶼為台湾至琉球必経之地、自此往東為尖閣群島、東南為先島群島。」（訳：花瓶嶼は台湾基隆の東北の海上にある。花瓶・彭佳・綿花三嶼が台湾から琉球に渡る途中必ず通る島で、ここより東は尖閣群島、東南は先島群島である）と書いている。再刊本と三刊本では、「花瓶、彭佳、綿花三嶼為台湾至琉球必経之地、與東面的釣魚嶼、赤尾嶼均為我国台湾省附属島嶼。」（訳：花瓶・彭佳・綿花三嶼は台湾から琉球に渡る途中必ず通る島であり、東の釣魚嶼・赤尾嶼とともに、我が国台湾省の附属島嶼である）と書き換えられた。

④「附：両種海道針経地名索引」「釣魚嶼」条（253 頁）：初刊本では、「釣魚嶼為自台湾基隆至琉球途中尖閣群島中之一島、今名魚釣島、亦名釣魚島。」（訳：釣魚嶼は台湾基隆から琉球へ渡る途中の尖閣群島の島であり、今は魚釣島と呼ばれ、また釣魚島とも呼ばれる。）と書いている。再刊本と三刊本では、「釣魚嶼在台湾基隆東北海中、為我国台湾省附属島嶼、今名魚釣島、亦名釣魚島。」（訳：釣魚嶼は台湾基隆の東北の海中にあり、我が国台湾省の附属島嶼である）と書き換えられたが、再刊本と三刊本に残る「今名魚釣島」という表現を見逃してはならない。中国では普通、「魚釣島」という日本名を使わないので、思わぬところに作為の跡が見える。

⑤「附：両種海道針経地名索引」「釣魚台」条（253 頁）：初刊本では、「此指琉球群島中尖閣群島之魚釣島、一般作釣魚嶼、亦作釣魚台。」（訳：これは琉球群島にある尖閣群島の魚釣島を指している。一般に釣魚嶼、また釣魚台となす）と書いている。再刊本と三刊本では、「此指台湾基隆東北海上之釣魚島、一般作釣魚嶼、亦作釣魚台。」（訳：これは台湾基隆東北の海上にある釣魚島を指す。一般に釣魚嶼、また釣魚台となす）と書き換えられた。

⑥「附：両種海道針経地名索引」「黄尾嶼」条（259 頁）：初刊本では、「黄尾嶼在台湾至琉球間之尖閣群島内、一名久場島。」（訳：黄尾嶼は台湾と琉球の間の尖閣群島の内にあり、久場島とも名付けられている）と書いている。再刊本と三刊本では、「黄尾嶼在我国台湾東北海上、為台湾附属島嶼。」（訳：黄尾嶼は我が国台湾の東北の海上にあり、台湾の附属島嶼である）と書き換えられた。

⑦直接尖閣諸島に関する注記ではないが、「附：両種海道針経地名索引」「彭家山」条（256 頁）：初刊本では、「花瓶・彭家・綿花三嶼、為由基隆去琉球所必経。」（訳：花瓶・彭家・綿花三島は、基隆から琉球へ向かう時に必ず通る場所だ）と書いている。再刊本と三刊本では、「花瓶・彭家・綿花三嶼、均為我国台湾省附属島嶼。」（花瓶・彭家・綿花三島は、いずれも我が国台湾省の附属島嶼である）と書き換えられた。

強調したいのは、「釣魚嶼」「黄尾嶼」「赤坎嶼」のいずれも尖閣群島に属するという初版本の注記が決して向達の個人的見解ではなく、当時では中国当局の公式見解、ひいては学界・出版界での常識だった(40)。一介の学究として、向達と雖も領土問題について迂闊なことが言えまい。むしろ、彼は「両種海道針経・序言」の中で、次のように書き立てる。「『順風相送』『指南正法』の山形水勢・針路記載には、江蘇・浙江・福建・広東・台湾など各省沿海の多くの島嶼を詳しく記しており、中国人民が三百年前の昔からすでにこれらの島との間を行き来していたことを物語っている。これらの島は我が国の不可分領土であることを疑う余地はない。中華人民共和国政府が 1958 年 9 月 4 日に発表した領海声明の中に列挙している東椗・大小担・大小金門・烏坵・白犬・馬祖・高登・東引などの島嶼及び台湾・澎湖は、すべて『順風相送』『指南正法』に見られるので、これらの島々は歴史上、一貫として我が国に属することが分かる」と(41)。それだけでなく、該当の島名が「地名索引」に出る度に、政府の領海声明を引き合いに出して再度強調している。それにも拘らず、「釣魚嶼」「黄尾嶼」「赤坎嶼」に関しては、「尖閣群島に属する」と明言したのは、上記の島々の他に東沙・西沙・中沙・南沙など南海諸島まで領有権を主張する中国政府のこの領海声明文が、実は尖閣諸島に全く触れていないからである(42)。それより、向達が『鄭和航海図』を編集する際に参考した 1958 年版『世界地図集』を見ると、「日本」地図では、なんと釣魚島は「魚釣島・尖閣群島」と表記した上、「琉球群島」に属すると扱われている(43)。

このように、中華書局の編集者が初版本の注記を改竄、抹消したのは、上の指示に従った行為なのか、それとも愛国心による自己検閲なのかは定かでないが、「歴史の隠蔽・捏造」も甚だしい。しかも何の断りもなく、一般の読者に「最初から向達が付けた注記はこうだ」と見誤らせる大きな原因ともなる。中国論客の遣り口の常として、証拠を捻じ曲げ、史料を文脈から外して部分的に抜き出し、自分の主張と矛盾する証拠の山を切り捨てる。それに加えて、わざと間違って引用したり、一部分だけ引用したりして、結論を彼らの都合のよい方向に持っていくように小細工を弄する。その目論見は「歴史研究」「史を以って鑑と為す」を装って事実を歪めることだ。

おわりに

検証の結論は単純だ。『順風相送』『指南正法』などの海道針経において、「釣魚嶼」「釣魚台」「黄尾嶼」「赤尾嶼」といった島は、あくまでも「福建―琉球」航路の目印として記されているに過ぎず、原典から読み取れる史実はそれ以上でも以下でもない。中台側の領

有権主張は歴史の真実とは程遠いものばかりだ。第一に、『順風相送』には三十余りの外国名、数百に上る外国地名・島名が載っている。だからと言って、そのすべてが「中国固有の領土」とは言えまい。第二に、尖閣諸島を「発見、命名、利用」したのは、中国人船員だけではない。琉球文書『指南広義』にはもっと詳しい記録が残っている。そして第三に、明清の版図・領域を記載した正史・一統志・会典・実録には釣魚島に関する記載が皆無で、中国の歴代王朝が尖閣諸島を実行支配した事実はもとより存在しない。

考えてみれば、「領土」「領海」といった概念は、近代国家の枠組みができて初めて地球上の各海域に持ち込まれたものだと思う。明清時代において、中国周辺の海域はもともと国境線など存在せず、尖閣諸島も南海諸島も無主地で、どの国の領土でもなかったはずだ。そもそも、海洋調査・測量の技術、器材、動力船が欠如した古代において、海上で線引きすること自体は物理的に不可能で、その発想もなかったに違いない。中国当局は本当に自らの領有権主張に自信を持つなら、国際海洋法裁判所か常設仲裁裁判所に提訴しても良さそうだが、持ち込んだところで、再度不面目な結果を招くのが落ちであろう。

注

(1)尖閣諸島に関する明清史料は、①航海指南書の海道針経②冊封使が著した使琉球録③倭寇対策書・海防書④台湾地方志⑤古地図の五種類に大別できる。本稿は史料研究シリーズの第一弾で、既刊した論考として、「明清史籍における“釣魚嶼”の位置づけについて」（『山陽論叢』第 19 巻、2012 年）、「清代台湾地方志の“釣魚台”記載について」（『山陽論叢』第 21 巻、2014 年）を御参考頂きたい。なお、本稿では、中台側の論点を取り上げるに当たり、煩雑さを避けるために出処を省くことを断っておく。

(2)尖閣諸島の中国名が幾つもある。「釣魚島」は主に中国で使用されているのに対し、「釣魚台」ないし「釣魚台列嶼」は専ら台湾・香港・海外華人社会で使われている。一方、明清航海文書における島名表記の傾向として、明代に使用された「釣魚嶼」は清代に入ってから、「釣魚台」に変わり、「黄麻嶼」「黄毛嶼」「黄茅嶼」は「黄尾嶼」、「赤坎嶼」「赤嶼」は「赤尾嶼」に統一されるようになった。

(3 鞏珍著、向達校注『西洋番国志・自序』中華書局、2000 年、6 頁。原文：「始則予行福建広浙、選取駕船民梢中有経慣下海者、称為火長、用作船師。乃以針経図式付與領執、専一料理、事大責重、豈容怠忽。」

(4)鄭若曾撰、李致忠点校『籌海図編』中華書局、2007 年、158～159 頁。

(5)鄭瞬功撰『日本一鑑』、木村晟等編輯『日本一鑑の総合的研究　本文篇』梅田信隆禅師退董記念出版刊行委員会企画、棱伽林発行、1996 年、494 頁。

(6)向達「有関『指南正法的若干補正』」『両種海道針経』中華書局、1982 年、281 頁。『渡海方程』は明代海道針経の唯一の刊本として、『順風相送』をはじめ各種の針経写本の原型と推論する研究者が多い。原書が早くも散逸したが、輯録した関連史料は『渡海方程輯注』（陳佳栄・朱鑒秋編著、中西書局、2013 年）において見られる。

(7)黄省曾著、謝方校注『西洋朝貢典録・自序』中華書局、2000 年、8 頁。

(8)『順風相送』の序（前掲『両種海道針経』21 頁）には「其古本年深破壊、有無難以比対」とある。もっとも、20 世紀 50～70 年代、中国沿海部で海道針経の写本が度々発見された。1956 年春、海上交通史研究者の章巽は上海の古書店で近海航路を描いた 69 枚航海図の明代写本を入手し、店員の話による

と、浙江呉興で買い取ったという。章巽が校訂・注釈を加えた上、『古航海図考釋』（海洋出版社、1980年）として刊行した。後に、中国当局の関係者が海南島文昌・瓊海各地で地元漁師から数種の『更路簿』抄本を採集した。中でも、南シナ海の針路を記した蘇徳柳『更路簿』、許洪福『更路簿』、郁玉清『定羅経針位』、陳永芹『西南沙更簿』などがよく知られている。韓振華主編『我国南海諸島史料彙編』（東方出版社、1988年、366～399頁）、陳佳栄・朱鑒秋主編『中国歴代海路針経』下冊（広東科技出版社、2016年、989～1147頁）を参照。

(9)ティモシー・ブルック著、藤井美佐子訳『セルデンの中国地図』太田出版、2015年、103頁、口絵11。『順風相送』『指南正法』写本の発見経緯について、向達「両種海道針経序言」（『両種海道針経』中華書局、1961年、3～4頁）、「記牛津所蔵的中文書」（『唐代長安与西域文明』、生活・読書・新知三聯書店、1957年、638～642頁）に詳しい。

(10)江戸中期の琉球事情を記録した『大島筆記』（戸部良熙、1762年）「附録・図絵」には、船尾に「順風相送」と書かれた琉球船の図が載っている。新村出監修『海表叢書』巻三、成山堂書店、1985年、169頁。また、沖縄県立博物館蔵「進貢船の図」を見ると、やはり船尾に「順風相送」と書かれている。なお、『指南広義』の「開洋下針請神祝疏」には「伏望諸神、順風相送」などの字句が見える。

(11)『指南広義』の史料原文：http://www.tanaka-kunitaka.net/senkaku/shinankogi-1708/
デジタル資料：http://archive.library.pref.okinawa.jp/?type=book&articleId=50213

(12)青木昆陽『続草廬雑談』、滝本誠一編纂『日本経済大典』第十二巻、明治文献、昭和42年、429～431頁。この「海路」条は張燮『東西洋考』の摘録と思われる。

(13)平沢元愷『瓊浦偶筆』巻之四、新村出監修『海表叢書』巻六、成山堂書店、1985年、68～70頁。「長崎往大港針路」には「二月十八日長崎開船。東風用坤申八更、在美慎馬上勢、又三更。東北風用丁未二十七更、用単午十三更、見山。正是赤坎嶼」とある。訳すと、「長崎から大港（台湾台南）へ渡るには長崎を出帆し、東風なら坤申針（南西232.5°）を用いて八更、美慎馬（男女群島・女島）を過って、また三更。東北風なら丁未針（南西202.5°）を用いて二十七更、単午針（正南180°）を用いて十三更、赤坎嶼が見える。」当時、日本から台湾へ渡る時も尖閣周辺を通っていたことが分かる。

(14)近藤守重『安南紀略藁』巻二、『近藤正斎全集』第一、国書刊行会、昭和51年、81頁。『古針簿』から引用した「太武往安南」「安南回太武」針路の記述を見ると、『順風相送』の「福建往交趾針路」「回針」（49頁）、『指南正法』の「大担往交趾」「回針」（167頁）、鄧鐘『安南図志』の「福建往安南国針路」と酷似している。

(15)池田好運『元和航海記』、『海事史料叢書』第5巻、成山堂書店、昭和44年、243頁。

(16)東北大学図書館狩野亨吉文庫所蔵『按針似看山譜』（マイクロフィルム電子複写本）、20頁。内容を見ると、長崎針路では『指南広義』『指南正法』と重複する個所が多く、「山形水勢図」の一部は『清代東南洋航海図』（前掲『中国歴代海路針経』上冊、553～619頁）に似通っている。先行研究として、中村拓著『御朱印船航海図』（原書房、昭和54年、229頁、238頁）、矢島玄亮「東洋人の作製した航海図（按針似看山譜）について」（『江戸長崎談叢』復刊第2巻第2号、昭和43年）がある。

(17)そのせいか、海道針経の地名表記には誤字や脱字が多く、記述・文脈の乱れは目立つ。「マラッカ」表記の宛字一つを見ても、「麻六甲」「磨六甲」「満剌加」「瞞喇咖」など幾つもある。『順風相送』では、往路に「広東往磨六甲針」（55頁）、復路に「満喇咖回広東針路」（56頁）と、『指南正法』では、「普陀往長岐」（175頁）と「厦門往長崎」（180頁）と両方が出ている。『指南正法』の「咬留吧往台湾日清」条（187～188頁）では、文章が途中で切れてしまい、無関係の別の針路記述がその後に挿入されている。また、『順風相送』の「定潮水消長時候」にある「七州洋・外羅山・万里石塘」に

関する水路誌（27～28 頁）の一文が、『指南正法』序文（108 頁）の中に書き込まれたなど、支離滅裂で、複数の人によって幾度も書き直された痕跡が多々ある。

(18)『明太宗実録』巻八十七、台北中央研究院歴史語言研究所、民国 51 年、1152 頁。張燮著、謝方点校『東西洋考』巻九「舟師考・祭祀」中華書局、2000 年、186 頁。康熙十九年（1680）に再度加封。

(19)「佛郎」「銃城」に関する考証について、内田晶子「向達校注『両種海道針経』中の『順風相送』について――16 世紀における中国商船の針路」（『南島史学』第 26 号、1985 年）を参照。

(20) 前掲、向達「記牛津所蔵的中文書」『唐代長安与西域文明』、640 頁。また、向達校注『両種海道針経・序言』中華書局、1961 年、4 頁。

(21) 向達校注『両種海道針経』中華書局、1961 年、96 頁。

(22) 同上、168 頁。

(23) もっとも、慎懋賞『四夷広記・東夷広記』を繙くと、「兵庫港回琉球並漳州針位」には「……用辛酉針三更船、取粘米山。開洋、南辺過船、用乾戌四更船、用単乾針六更舡、取赤嶼。用単庚及単酉十更船、取黄麻山。用単酉針四更船、取釣魚嶼。用単酉針十更船、取彭佳山。用単卯針一更船、取鶏籠嶼。用単戌針八更船、取東湧山。用単申針、取牛嶼。用坤申針四更船、取烏坵山。用単坤針七更船、取太武山、是漳州為妙也」という復路も載っている。前掲『渡海方程輯注』、20 頁。『四夷広記』デジタル資料：http://www.world10k.com/blog/?p=1643

(24)清朝琉球冊封使汪楫は、『使琉球雑録』（1684 年）の中に「在昔番舶時通各国、皆有程図、転相伝写。独琉球無定本、以国貧乏無土産、商賈不往故也」と記す。原田禹雄訳注『汪楫　冊封琉球使録三篇』榕樹書林、1997 年、341 頁。

(25)進貢副使という職業柄、程順則は『指南広義』を編集するに当たり、自ら四回も渡航した「琉球―福建」航路を重要視し、それ以外の針路情報を割愛した。彼は巻末「引言」で次のように述べている。「余留心針法久矣。……今得此巻、実獲我心者。旧本顔曰針簿、嫌其俗也。今改為指南広義。……改正旧本、非出臆見、必参考群書、方敢増減、庶無不根之言。……東西二洋等処、為我国所不到之地。旧本悉有画図、帙頁繁多、今儘略之。惟自我国至福建、一路山形水勢、依様絵之、以備査考。」（訳：私は以前から針経情報に留意していたが、……今回やっと入手できた。もともと『針簿』という題名だが、その俗称を嫌い、『指南広義』と改めた。……古い写本に校訂、編集を加えても、決して恣意的ではなく、関連書物を参考しながら取捨選択をした。根拠ない話など一切載せない。……東洋と西洋は我が国から至らない場所なので、元々あった海図など煩雑な部分を省いたが、福建渡航の針路だけは今後の参考にするため忠実に書き写した。）史料原文：http://www.world10k.com/blog/?p=2059

(26) 同上。また、『按針似看山譜』の「福州往琉球針」条（12 頁）はこれと類似する。

(27) 同上。

(28) 同上。また、『按針似看山譜』の「漳洲往琉球併長崎」条（12～13 頁）はこれと類似する。

(29) 同上。また、『按針似看山譜』「琉球回福州針」条（12 頁）はこれと類似する。

(30) 同上。その次の条に「成化二十一年九月二十四日午時、古米山開洋」とあり、『三十六姓所伝針本』の成書年代を示唆している。成化二十一年は 1486 年に当たり、「遣閩人三十六姓至中山」とされる洪武二十五年（1392 年）より約百年後ということになる。従って、『三十六姓所伝針本』の内容は、福建移民が琉球まで持ってきた針本そのままではなく、約一世紀の間、琉球の進貢使・船員として中国に派遣された末裔たちが自らの渡航経験に基づいて加筆した情報も多く含まれる可能性が高い。

(31) もちろん、琉球船も帰帆する中国船と同じ北寄り航路を辿ることがあったろう。乾隆十五年頃（1750）に琉球に漂着した山東出身の商人白世藝が編集したと思われる『白姓官話』には、琉球通事鄭世道が

中国人漂流民の質問に答え、進貢船の渡航ルートを説明する場面がある。「在那覇港開船、収馬歯山。馬歯山的柴火很便、到那裡備辦了柴火、然後開船、過馬歯山去。還有古米山可収。再過古米山去、進了大洋、就没有地方可収了。路上還有四個小島子、也没有抛椗湾船的地方。只等望見那福建的山頭、才収進五虎門去了」という。瀬戸内律子著『白姓官話全訳』明治書院、1995 年、146～147 頁。

(32)『指南広義』デジタル資料：http://www.world10k.com/blog/?p=2059

(33) 同上。

(34) 同上。

(35) 同上。「海島図四」の地名一覧を見ると、「福州五虎門」系列と「琉球中山」系列の間、「釣魚台」などの他に、「彭湖」、「紅荳嶼」（台湾蘭嶼）、「沙馬崎頭」（台湾猫鼻角）、「北木山」（八重山諸島）、「太平山」（宮古島）などの島名も書き記されている。ちなみに、『按針似看山譜』にも尖閣諸島を記した海島図が三枚あり（23 頁、43 頁、53 頁）、『指南広義』「海島図」の構図に似通っている。

(36)『明世宗実録』巻二六一、台北中央研究院歴史語言研究所、民国 54 年、5200 頁。

(37) 赤嶺誠紀『大航海時代の琉球』沖縄タイムス社、1988 年、13～17 頁。

(38) 松浦章『清代中国琉球貿易史の研究』榕樹書林、2003 年、122 頁。

(39) 徐葆光『中山伝信録』巻一「前海行日記」、『台湾文献叢刊』第 306 種、台湾銀行経済研究室編印、民国 61 年、14 頁。

(40) 例えば、1953 年 1 月 8 日付『人民日報』に掲載された「琉球群島人民反対美国占領的闘争」という論評には、「琉球群島……、包括尖閣諸島……等七組島嶼」と明記している。呉壮達著『台湾地理』（商務印書館、1959 年 9 月）では、第一章「形勢概要」（2 頁）において、「全区島嶼的分布：最東、是本島東北的棉花嶼、……最北、是本島東北的澎佳嶼、……与琉球群島内側的尖閣諸島遥対」と記す（訳：台湾全域の島嶼分布として、東端は本島東北の棉花嶼、……北端は本島東北の澎佳嶼、……琉球群島内側の尖閣諸島と向き合う）。第二章「地形与砿藏」の脚注（7 頁）において、「台湾的北端、実以基隆東北的彭佳嶼等島与琉球弧的“内帯”――即先島群島以北的尖閣諸島（一般地図多不載此群島）相接」と記す（訳：台湾の北端、即ち基隆東北の彭佳嶼などの島嶼は、琉球弧の内側に位置する先島群島北の尖閣諸島〔普通の地図は先ずこの群島を載せない〕と隣接している）。表一「台湾全区的経緯位置」（2 頁）と附図「台湾省全図」も、「極東」に「棉花嶼　東経 122°6’25”」、「極北」に「彭佳嶼　北緯 25°37’53”」と明記している。

(41) 向達校注『両種海道針経・序言』中華書局、1961 年、8～9 頁。

(42)「中華人民共和国政府関于領海的声明」『人民日報』1958 年 9 月 5 日。

(43)『世界地図集』甲種本 25－26、乙種本 16－17（地図出版社、1958 年 11 月第 1 版）、及び『世界地図集』甲種本 25－26（地図出版社、1960 年 4 月第 1 版）を参照。なお、甲種本「地名索引」を見ると、御丁寧に「Jian 尖閣群島 25－26 Q14」（183 頁）、「Yu　魚釣島 25－26 Q14」（231 頁）の項目まで挙げている。ところが、改訂版『世界地図集』（地図出版社、1972 年 12 月第 1 版）では、「14 日本」に「魚釣島・尖閣群島」の表記が消え、代わりに「9 中国東南部」地図の下端には①釣魚島②赤尾嶼との脚注が付けられている。「台湾」の説明文には「……包括台湾島、澎湖列島、釣魚島、赤尾嶼、彭佳嶼、蘭嶼、火焼島等島嶼」と記す。

附記

本論文は、山陽学園大学平成 28 年度学内研究補助金によって進められている研究成果の一部であり、ここにて厚く謝意を表する。